

別紙3-7 施設保守管理等仕様書

(西ケ谷総合運動場)

西ケ谷総合運動場 清掃業務

【I 西ケ谷総合運動場 屋内プール】

- 1 所在地 静岡市葵区西ケ谷8-1
- 2 名称 静岡市西ケ谷総合運動場 屋内プール
- 3 清掃区分 (清掃基準表は別表のとおり)
 - (1) 日常清掃
委託期間の内原則として、月曜日及び年末年始(12月28日から翌年1月3日まで)の期間を除き、毎日1回以上清掃する。
 - (2) 定期清掃
委託期間中に、回数を指示して清掃する。回数は「4 作業内容(5)～(12)」に記載のとおりとする。
 - (3) 臨時清掃
委託期間において行事等が行われ、その必要性が生じた場合は、臨時清掃すること。
- 4 作業内容
 - (1) 男女ロッカー室、男女便所、男女腰洗い槽は、毎日午前9時50分までに清掃を行うこと。
 - (2) 便所は毎日清掃する。また、便器等は定期的に洗剤等を使用して清掃すること。
 - (3) トイレットペーパー、消毒液等で委託者が供給するものは、随時補給及び取替えを行うこと。
 - (4) 1階ロビー、玄関、廊下、階段、2階ホール、観客席等は、毎日1回以上ほうき及びモップ等を使用して清掃するほか、見回り清掃を行うこと。
 - (5) プールサイド、ウォータースライダー、プール室の壁等は、週1回指示により清掃を行うこと。
 - (6) プール内清掃は、年4回(水の入替え時:6月、9月、12月、3月)行うこと。
 - (7) ガラス清掃は、年4回以上行うこと。
 - (8) ガラスモザイクの清掃は、年2回以上行うこと。
 - (9) シェルターの清掃は年2回以上行うこと。
 - (10) 建物屋上の清掃は、年2回以上行うこと。
 - (11) オーバーフロー槽の清掃は、年1回以上行うこと。
 - (12) マット交換は、年12回以上行うこと。
 - (13) 各階から出るごみは、指定のごみ袋に入れ所定の場所へ処理すること。
 - (14) 作業主任者は、作業終了後、作業日誌を事務所へ提出すること。
- 5 作業時間
委託業務を実施する時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 6 作業等の報告義務
 - (1) 作業中に誤って市財産に損傷を加えたときは、速やかに委託者に報告すること。
 - (2) 作業中に器物の損傷を発見したときは、速やかに委託者に報告すること。
 - (3) 作業の主任者は、毎日作業終了後、当日の状況を委託者に報告すること。
- 7 作業上の留意事項
関係法令を順守するとともに危険作業に従事する作業員の安全管理には、特に留意すること。

(別表)

| 西ヶ谷屋内プール清掃基準表 | | | | | |
|---------------|---------------------|-----------|------------|---------------------|-----------|
| 区分 | 面積(m ²) | 床材 | 区分 | 面積(m ²) | 床材 |
| <1階> | | | <2階> | | |
| 風除室 | 18.75 | 磁器タイル | ホール | 87.28 | 長尺塩ビシート |
| 玄関・ロビー | 122.54 | 磁器タイル | A会議室 | 76.37 | 長尺塩ビシート |
| 事務所・湯沸室 | 61.12 | 長尺塩ビシート | B会議室 | 58.19 | 長尺塩ビシート |
| 監視室 | 15.65 | 長尺塩ビシート | 観覧席 | 142.17 | 長尺塩ビシート |
| 医務室 | 12.83 | 長尺塩ビシート | 湯沸し室 | 5.97 | 長尺塩ビシート |
| 売店 | 10.6 | 長尺塩ビシート | 男子便所 | 15.13 | 磁器モザイクタイル |
| 身障者用廊下 | 4.31 | ハイテックマット | 女子便所 | 11.59 | 磁器モザイクタイル |
| 身障者用便所 | 5.61 | 磁器モザイクタイル | 男女便所室前 | 3.63 | 長尺塩ビシート |
| 身障者用ロッカー室 | 9.7 | ハイテックマット | <その他> | | |
| 身障者用シャワー室 | 9.65 | 磁器モザイクタイル | ウォータースライダー | 21.07 | FRP |
| 男子ロッカー室 | 55.63 | ハイテックマット | プール室壁面 | 513.51 | セラミックタイル |
| 男子ロッカー室前 | 4.55 | 長尺塩ビシート | 窓ガラス | 372.25 | |
| 男子シャワー室 | 11.06 | ハイテックマット | プール室ガラス | 162.47 | |
| プール室男子便所 | 16.13 | 磁器モザイクタイル | 敷地内 | | |
| 男子腰洗い槽 | 15.36 | セラミックタイル | (駐輪場・駐車場) | 3,782 | |
| 女子ロッカー室 | 54.78 | ハイテックマット | | | |
| 女子ロッカー室前 | 8.04 | 長尺塩ビシート | | | |
| 女子シャワー室 | 11.16 | ハイテックマット | | | |
| プール室女子便所 | 20.99 | 磁器モザイクタイル | | | |
| 女子腰洗い槽 | 15.56 | セラミックタイル | | | |
| ロビー男子便所 | 24.75 | 磁器モザイクタイル | | | |
| ロビー女子便所 | 9.48 | 磁器モザイクタイル | | | |
| 廊下 | 62.28 | 長尺塩ビシート | | | |
| 男子浴室 | 16.78 | 磁器モザイクタイル | | | |
| 女子浴室 | 16.78 | 磁器モザイクタイル | | | |
| 指導室 | 48.49 | セラミックタイル | | | |
| プールサイド | 727.3 | セラミックタイル | | | |
| プール内 | 547.85 | セラミックタイル | | | |

【Ⅱ 西ケ谷総合運動場管理事務所ほか】

- 1 所在地 静岡市葵区西ケ谷 8-1
- 2 名称 静岡市西ケ谷総合運動場 管理事務所ほか
- 3 業務内容（清掃基準表は別表のとおり）
 - (1) 日常清掃 管理事務所ほか 633.43 m²
管理事務所周辺 700.00 m²
 - (2) 定期清掃 (年4回以上)
 - (3) ガラス清掃 (年3回以上)
 - (4) 特別清掃 陸上競技場内スタンド内及び周辺 10,000 m²
- 4 作業内容
 - (1) 日常清掃
 - ア 日常清掃は、毎日1回以上ほうき、モップ等を利用して清掃すること。
 - イ トイレットペーパー、石鹸等委託者が供給するものは、常時補給、取り替えを行うこと。
 - ウ 清掃して出たごみは、所定の場所に処理すること。
 - エ 清掃中に不用品と思われる物品が置かれている場合は、委託者に確認し不用であることが判明したときは、委託者の指示により処理すること。
 - (2) 定期清掃
清掃器具を使用し、洗床、ワックス塗布を行い、日常で行き届かないところ、汚れのひどいところは念入りに行うこと。
 - (3) ガラス清掃
ガラス清掃は、安全ベルトを着用する等、事故のないよう万全の措置を講ずること。
 - (4) 特別清掃
陸上競技場内スタンド及び周辺のゴミ収集等を実施すること。
- 5 作業時間
作業時間は原則として午前8時30分から午後5時までの間に清掃すること。
- 6 作業等の報告義務
 - (1) 作業中に誤って市財産に損傷を加えたときは、速やかに委託者に報告すること。
 - (2) 作業中に器物の損傷を発見したときは、速やかに委託者に報告すること。
 - (3) 作業の主任者は、毎日作業終了後、当日の状況を委託者に報告すること。
- 7 作業上の留意事項
関係法令を順守するとともに、危険作業に従事する作業員の安全管理には特に留意すること。

(別表)

| 西ヶ谷総合運動場 清掃基準票 | | | |
|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 管理事務所 | | | |
| 場所 | 面積(m ²) | 材質等 | |
| 風除室 | 5.76 | 磁気タイル | |
| ロビー | 59.89 | ファッションタイル | |
| 廊下 | 29.72 | 塩ビシート | |
| 男女洗面所 | 8.00 | 塩ビシート | |
| ポーチ | 8.30 | 塩ビシート | |
| 男女便所 | 13.28 | 磁気モザイクタイル | |
| 屋外便所 | 76.56 | モザイクタイル | |
| 事務室 | 94.30 | ファッションタイル | |
| 救護室 | 7.80 | ファッションタイル | |
| 湯沸室① | 2.00 | 塩ビシート | |
| 会議室 | 21.20 | ファッションタイル | |
| 湯沸室② | 2.34 | 塩ビシート | |
| 事務所周辺 | 700.00 | | |
| ガラス | 142.40 | | |
| テニスコート・クラブハウス | | | |
| 場所 | 階 | 面積(m ²) | 材質等 |
| エントランス | 1 | 8.50 | タイル |
| 階段室 | 1 | 9.06 | フローリング |
| 廊下 | 1 | 13.50 | フローリング |
| 男女ロッカー室 | 1 | 46.06 | 塩ビシート |
| 男女更衣室 | 1 | 8.00 | 磁気タイル |
| 男女シャワー室 | 1 | 18.00 | モルタル |
| 男女便所 | 1 | 4.00 | 磁気タイル |
| エントランス | 2 | 2.00 | 角タイル |
| ホール・ロビー | 2 | 38.60 | フローリング |
| 階段室 | 2 | 2.70 | フローリング |
| 男女便所 | 2 | 25.90 | 磁気タイル |
| 事務室 | 1 | 6.48 | フローリング |
| 役員室 | 1 | 12.20 | フローリング |
| 放送室 | 2 | 22.50 | フローリング |
| 会議室 | 2 | 38.70 | フローリング |
| 給湯室 | 2 | 6.08 | 塩ビシート |
| ガラス | | 73.46 | |
| | | | 屋外便所 |
| 場所 | 面積(m ²) | 材質等 | |
| 男女便所 | 78.34 | モザイクタイル | |
| | | | 陸上競技場 |
| 場所 | 面積(m ²) | 材質等 | |
| バックスタド便所 | 46.08 | モザイクタイル | |
| メインスタド便所 | 72.00 | モザイクタイル | |
| 本部室1・2 | 72.00 | 長尺塩ビシート | |
| 役員室 | 36.00 | 長尺塩ビシート | |
| 医務室 | 18.00 | 長尺塩ビシート | |
| 男女更衣室1・2 | 72.00 | 長尺塩ビシート | |
| ガラス | 46.83 | | |
| | | | ターゲットバードゴルフ場 |
| 場所 | 面積(m ²) | 材質等 | |
| 便所 | 33.96 | 磁気タイル | |
| 四阿 | 25.22 | モルタル | |

【Ⅲ 西ケ谷野球場】

- 1 所在地 静岡市葵区西ケ谷 8-1
- 2 名称 静岡市西ケ谷総合運動場 西ケ谷野球場
- 3 清掃区分（清掃基準表は別表のとおり）
 - (1) 日常清掃 事務室外 1,255.14 m²
 - (2) 定期清掃 (年4回以上)
 - (3) ガラス清掃 (年2回以上)
 - (4) 野球場内スタンド及び周辺特別清掃 年6回以上
 - (5) エアコンパネル及びフィルター清掃 年1回以上 13基
 - (6) 換気扇清掃 年1回以上
- 4 作業内容
 - (1) 日常清掃
ア 日常清掃は、毎日1回以上ほうき、モップ等を利用して清掃すること。
イ トイレットペーパー、石鹼等委託者が供給するものは、常時補給、取り替えを行うこと。
ウ 清掃して出たごみは、所定の場所に処理すること。
エ 清掃中に不用品と思われる物品が置かれている場合は、委託者に確認し、不用であることが判明したときは、委託者の指示により処理すること。
 - (2) 定期清掃
清掃器具を使用し、洗床、ワックス塗布を行い、日常で行き届かないところ、汚れのひどいところは念入りに行うこと。
 - (3) ガラス清掃
ガラス清掃は、安全ベルトを着用する等、事故のないよう万全の措置を講ずること。
 - (4) 特別清掃
野球場内スタンド及び周辺のごみ収集等を実施すること。
 - (5) エアコンパネル及びフィルタークリーニング
野球場内のエアコンパネル及びフィルタークリーニングを実施すること。
 - (6) 換気扇クリーニング
野球場内の換気扇クリーニングを実施すること。
- 5 作業時間
作業時間は原則として午前8時30分から午後5時までの間に清掃すること。
- 6 作業等の報告義務
 - (1) 作業中に誤って市の財産に損害を与えたときは、速やかに委託者に報告すること。
 - (2) 作業中に器物の損傷を発見したときは、速やかに委託者に報告すること。
 - (3) 作業の主任者は、作業終了後、当日の状況を委託者に報告すること。
- 7 作業上の留意事項
危険作業に従事する作業員の安全管理には特に留意すること。

(別表)

| 西ヶ谷野球場 清掃基準票 | | |
|--------------|------------|---------------------|
| 場 所 | 材質等 | 面積(m ²) |
| 玄関・ロビー | 磁気タイル | 36.23 |
| 事務室・湯沸し | 塗り床 | 32.88 |
| 会議室 | 塗り床 | 63.99 |
| 男子便所(本部用) | ビニル床シート | 17.77 |
| 女子便所(本部用) | ビニル床シート | 16.29 |
| 身障者便所 | ビニル床シート | 5.00 |
| 本部控室 | 塗り床 | 24.70 |
| 審判控室 | 塗り床・畳 | 13.16 |
| 審判シャワー室・脱衣室 | ビニル床シート | 2.40 |
| 医務室 | 塗り床 | 17.46 |
| 記者室 | 塗り床 | 12.80 |
| 放送室 | カーペット | 12.80 |
| 本部室 | 塗り床 | 51.20 |
| 審判席 | 塗り床 | 12.80 |
| 廊下 | 塗り床 | 66.20 |
| 選手控室 | ゴムマットタイル | 69.68 |
| 選手シャワー室・脱衣室 | ビニル床シート | 4.60 |
| 選手便所 | ビニル床シート | 21.42 |
| 選手通路 | ゴムマットタイル | 87.82 |
| ダックアウト | ゴムマットタイル | 85.46 |
| 男子便所(観客用) | 磁気タイル | 78.16 |
| 女子便所(観客用) | 磁気タイル | 78.28 |
| 身障者便所 | 磁気タイル | 6.54 |
| ピッチング練習所 | グラウンド用土・盛土 | 437.50 |
| | | |
| 窓ガラス | | 75.79 |
| | | |
| 外溝 | | 8,300.00 |

西ケ谷総合運動場 機械警備業務

1 警備対象物件 静岡市西ケ谷8番地の1

- (1) 屋内プール、野球場
- (2) 管理事務所、クラブハウス、
陸上競技場（予備室、医務室、本部1・2、役員室、男子更衣室1・2、女子更衣室1・2）

2 警備方法

- (1) 機械警備
- (2) 警備業務のために必要な機械、機器、その他の器具類はすべて受託者の負担とする。

3 業務の内容

防犯、火災の機械警備業務

4 警備時間

【共通】

- (1) 毎日（(2) 及び (3) に定める日を除く）、午後9時30分から翌日午前8時30分までとする。
- (2) 毎月第1月曜日の休館日（当日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日。）は午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は、午前8時30分から翌日午前8時30分までとする。

【西ケ谷屋内プール】

- (1) 休場日（毎週月曜日及び臨時休場日、ただし休場日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる時は、その翌日以後の最初の平日）は、午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。
- (2) 休場日の前日は、午後6時から翌日午前8時30分までとする。

西ケ谷総合運動場 空調設備保守点検業務

1 所在地 静岡市葵区西ケ谷8番地の1

2 名称 静岡市西ケ谷総合運動場

3 保守点検箇所及び点検内容

(1) 西ケ谷総合運動場屋内プール

西ケ谷総合運動場屋内プール内に設置してある空調設備及びその附属機器の点検、清掃並びに冷暖房シーズン切り替えを行う。

ア 点検を委託する機器及び点検回数等

| ガス焚吸収式冷温水発生機及び付属機器 (切替点検 2回/年・中間点検 1回/年) | | | | |
|--|---------------|------|----|---|
| アロエース | CH-G50 | 矢崎総業 | 1基 | 冷凍能力 151,200kcal/h 加熱能力 132,100kcal/h |
| 冷却塔 | CT-G50L50RT | | 1基 | |
| 冷却水ポンプ | JC80×65L-63.7 | | 1台 | |
| 冷温水ポンプ | JC65×50L-63.7 | | 1台 | |
| 空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン (点検清掃：4回/年) | | | | |
| FDT200HP5 | | 三菱重工 | 1基 | 冷房能力 20,000kcal/h 暖房能力 21,500kcal/h 圧縮機出力 5.5kW |
| FDC200H5 (室外ユニット) | | | | |
| FDT140HP5 | | 三菱重工 | 1基 | 冷房能力 14,000kcal/h 暖房能力 15,400kcal/h 圧縮機出力 4.0kW |
| FDC140H5 (室外ユニット) | | | | |
| SRK3522KD | | 三菱重工 | | 冷房能力 3,500kcal/h 暖房能力 5,200kcal/h 圧縮機出力 1.1kW |
| SRC3522KD (室外ユニット) | | | 1基 | |
| 温水ボイラー (点検：3回/年) | | | | |
| GSL-800AT | | タクマ | 1基 | 最大出力 800,000kcal/h (55～75℃) 最大流量 40.0t/h 1回 |
| ファンコイルユニット (点検清掃：4回/年) | | | | |

| | | | |
|--------------------------|------|----|--|
| KCS-801G | 木村機工 | 4台 | |
| KCS-601G | | 7台 | |
| KCS-401G | | 2台 | |
| KCS-201G | | 1台 | |
| HSR-802 | | 2台 | |
| GT-2HW | | 7台 | |
| エアハンドリングユニット (点検清掃：4回/年) | | | |
| H2-730 | 木村機工 | 1台 | |
| SH-400H | | 5台 | |
| 送風機 (点検：4回/年) | | | |
| BGS-28DSD | | 1台 | |
| BGS-25DSU | | 4台 | |
| BGS-20DSU | | 1台 | |
| BGS-18DSU | | 2台 | |
| 塩ビシロッコ | | 1台 | |
| | | | |
| 全熱交換器形換気扇 (点検清掃：4回/年) | | | |
| LHG-100R Z2-60 | 三菱電機 | 2台 | |
| LHG-80R2 Z | | 1台 | |
| LHG-50R5 -S | | 2台 | |
| LHG-50RP | | 1台 | |
| LHG-15R3 | | 3台 | |
| 貯湯槽及び蓄熱槽 (点検清掃：1回/年) | | | |

イ 点検内容

| | |
|-----------------------|----------------------------|
| ガス焚吸収式冷温水発生機 (冷却塔含む) | ポンプ類 |
| 1 機器の外観チェック | 1 モーター絶縁測定 |
| 2 パネルの取り付け状態確認 | 2 ポンプ回転状態点検 |
| 3 水平の確認 | 3 水もれ点検 |
| 4 溶栓及び溶栓樹脂量の確認 | 4 締め付けボルトの点検 |
| 5 真空度の確認 | 5 振動、騒音、異音チェック |
| 6 電源の電圧及び周波数の確認 | 6 グランドパッキンまたはメカニカルシールの状態点検 |
| 7 冷温水、冷却水の水もれ点検 | 7 ポンプ用ドレン詰まり清掃 |
| 8 各部温度測定 | 8 電流値の確認 |
| 9 制御スイッチ、保護スイッチ作動温度確認 | 9 起動スイッチ、リレー等の点検 |
| 10 燃焼制御作動の確認 | 10 カップリングの取り付け状態点検 |
| | 11 外面清掃 |

| | |
|---|---|
| 空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 1 冷媒圧力、冷媒循環量の適否の点検 2 軸受け温度の良否の確認 3 送風機の機能確認（規定電流及び正常運転） 4 圧縮機の異音、振動の有無の確認 5 自動制御装置の機能点検及び調整 6 冷媒もれ検知点検 7 エアークフィルターの清掃 8 冷媒配管、冷却コイルの機能確認 9 サーモスタットの機能確認 10 外観清掃 | エアハンドリングユニット 1 モーター絶縁測定 2 振動、騒音、異音チェック 3 操作スイッチ、各部ターミナルの点検 4 ドレンパンの清掃 5 外面清掃 6 ベルトの張り状態確認及び調整 7 加湿装置の点検調整及び清掃 8 エアークフィルターの水洗い清掃 9 ベアリング異音チェック 10 締め付けボルトの点検増し締め |
| ファンコイルユニット 1 絶縁抵抗測定 2 機能確認 3 ドレンパンの点検及び清掃 4 エアークフィルターの点検及び清掃 5 エアークパージ | 温水ボイラー 1 バーナー点検清掃 2 真空度チェック 3 安全装置テスト（失火テスト、ガス圧等） 4 燃焼排ガスチェック （O ₂ 、CO、スモークテスト等） |
| 送風機 | 全熱交換機 |
| 貯湯槽及び蓄熱槽 | |

(2) 西ヶ谷総合運動場管理棟ほか

西ヶ谷総合運動場管理棟、クラブハウス、陸上競技場に設置してある空調設備の点検清掃を行う。

ア 点検を委託する機器

| | | | | |
|----------|-----|----|---------------------|----------------|
| 1 管理棟 | | | | |
| 空調機 | 室外機 | 1台 | 屋外 | 三菱 PUHY-250K-C |
| | 室内機 | 4台 | 事務室、 ¹ 階 | PLHY-63HKD-A1 |
| | 屋外機 | 1台 | 屋外 | PUHY-200K-C |
| | 室内機 | 1台 | 売店 | PLHY-50HKD-A1 |
| | 室内機 | 1台 | 救護室 | PKHY-25K-A |
| | 室内機 | 2台 | 休憩室 | PKHY-40K-A |
| | 室内機 | 1台 | 会議室 | PEHY-50K-A |
| 全熱交換機 | | 1台 | 事務室 | ロサイ LGH-65R |
| 2 クラブハウス | | | | |
| 空調機 | 室外機 | 1台 | 屋外 | PUH-125EKD |
| | 室内機 | 2台 | 2階 ¹ 階 | PDH-63EKD |
| | 室外機 | | 屋外 | PUH-100EKD |
| | 室内機 | 1台 | 2階会議室 | 三菱 PDH-50FKD |
| | 室外機 | 2台 | 屋外 | PUH-50EKD |
| | 室内機 | 1台 | 2階放送室 | PLH-50FKD |
| | 室外機 | 1台 | 屋外 | MUZ-2810 |
| | 室内機 | 1台 | 1階役員室 | MSZ-2801S |

| | | | | |
|---------|-----|----|--------|-----------|
| 全熱交換機 | 室外機 | 1台 | 屋外 | MUH-2231 |
| | 室内機 | 1台 | 1階事務所 | MSH-2231 |
| | | 1台 | 2階会議室① | LGH-50C-S |
| | | 1台 | 2階会議室② | LGH-50C-S |
| | | 1台 | 2階放送室 | LGH-25C-S |
| | | 1台 | 2階ロビー | BGS-20BS |
| 3 陸上競技場 | | | | |
| 空調機 | 室外機 | 1台 | 屋外 | FDC-40 |
| | 室内機 | 1台 | 医務室 | FDC-40H |
| | 室外機 | 1台 | 屋外 | FDC-71 |
| | 室内機 | 1台 | 本部室1 | FDE-71 |
| | 室外機 | 1台 | 屋外 | FDC-71 |
| | 室内機 | 1台 | 本部室2 | FDE-71 |
| | 室外機 | 1台 | 屋外 | FDC-71 |
| | 室内機 | 1台 | 役員室 | FDE-71 |

イ 点検の内容（年2回実施）

空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン

- (ア) 冷媒圧力、冷媒循環量の適否の点検
- (イ) 軸受け温度の良否の確認
- (ウ) 送風機の機能確認（規定電流及び正常運転）
- (エ) 圧縮機の異音、振動の有無の確認
- (オ) 自動制御装置の機能点検及び調整
- (カ) 冷媒もれ検知点検
- (キ) エアークフィルターの清掃
- (ク) 冷媒配管、冷却コイルの機能確認
- (ケ) サーモスタットの機能確認
- (コ) 外観清掃
- (サ) 全熱交換機

4 不時の故障点検調整

対象物件に不時の故障等があった場合、直ちに技術員を派遣し、点検調整を行うこと。

5 点検結果報告書

点検終了後は、上記機器毎に点検の結果をまとめた報告書を提出すること。

6 その他

点検及び試運転に当たり、その他必要な事項については協議し、これを行うこと。

西ヶ谷総合運動場 自動扉開閉装置保守点検業務

1 対象物件

(1) 屋内プール

寺岡自動扉開閉装置

SOV-200K フルオープナー型 4台

SOV-100K 片引型 2台

(2) 管理事務所

自動扉開閉装置 1台

両引きエンジン装置 ソリック AB15M18D型

2 保守点検内容

(1) 定期点検 期間中 2回実施

ア 自動扉エンジン本体の点検

イ 制御機器の点検

ウ 検知器、センサーの点検

エ 各制御用マイクロスイッチの点検

オ その他附属部品

(2) 臨時保守点検

不時の故障に対する修理、点検整備を行う。

3 費用負担

点検、整備及び修繕にかかった費用は保守点検業務の中に含まれるものとする。

4 報告

点検、調整等を実施した時は、作業内容に関する点検報告書を提出すること。

5 その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定すること。

西ケ谷総合運動場 消防用設備等保守点検業務

本業務は、消防法第17条3の3及び消防法施行規則第31条の6の規定に基づき、消防用設備の点検を行うものである。

1 所在地 静岡市葵区西ケ谷8番地の1

2 名称 静岡市西ケ谷総合運動場

3 点検時期

(1) 機器点検 年2回

(2) 総合点検 年1回

4 業務内容

(1) 一般事項

保守点検業務は、消防法、同施行令、同法施行規則及びこれに基づく告示などの定めにより、実施すること。

(2) 点検方法

点検は「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年5月31日消防庁告示第9号）」、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）」及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成14年6月11日消防予第172号（最終改正平成30年6月1日）別添」に定めるところによる。

(3) 消防機関への報告

消防法に基づく消防機関への報告手続き及び検査立会いを行うものとする。

5 特記事項

(1) 西ケ谷総合運動場内に設置されている消防用設備等が正常に作動するように点検整備を行うこと。

(2) 点検は、当施設各担当職員と事前に協議し、業務に支障をきたさないように行うこと。

(3) 本点検委託の保証期間は、機器点検後6ヶ月、総合点検後6ヶ月とする。保証期間内に故障等連絡があった場合は速やかに点検を行うこと。

(4) 機器点検、総合点検終了後は、速やかに点検報告書を提出すること。

(5) 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上決定すること。

6.点検設備

| 業務内容 | 機器点検 | | | 総合点検 | | |
|----------------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|
| | 屋内プール | 総合運動場 | 野球場 | 屋内プール | 総合運動場 | 野球場 |
| 1 消火器 | 2回 | 2回 | 2回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 2 屋内消火栓設備 | 2回 | | | 1回 | | |
| 3 非常電源(自家発電)設備 | 2回 | | | 1回 | | |
| 4 非常警報(放送)設備 | 2回 | | 2回 | 1回 | | 1回 |
| 5 自動火災報知設備 | 2回 | 2回 | 2回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 6 ガス漏れ火災警報設備 | 2回 | 2回 | 2回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 7 誘導灯設備 | 2回 | | 2回 | 1回 | | 1回 |
| 8 消防隊採水口 | 2回 | | | 1回 | | |

| 設備名 | 機 類 | 数量等 | | |
|----------|----------------|-------|-------|-----|
| | | 屋内プール | 総合運動場 | 野球場 |
| 消火器 | 粉末ABC10型 小型 | 20本 | 20本 | 24本 |
| 屋内消火栓設備 | 加圧送水装置 | 1台 | | |
| | 消火栓箱 | 6基 | | |
| | 制御装置 | 1式 | | |
| | 起動装置 | 1式 | | |
| | 配管 | 1式 | | |
| | 放水試験 | 1式 | | |
| 非常電源装置 | 自家用発電装置 | 20KVA | | |
| | 起動装置 | 1式 | | |
| | 制御装置 | 1式 | | |
| | 計器類 | 1式 | | |
| | 燃料タンク | 20式 | | |
| | 冷却水タンク | 1式 | | |
| | 配線 | 1式 | | |
| | 自動起動試験 | 1式 | | |
| 非常警報設備 | 非常電源装置 | 1式 | | 1式 |
| | 起動装置 | 1式 | | 1式 |
| | 増幅器等 | 1台 | | 1台 |
| | スピーカ | 31台 | | 48台 |
| | 表示灯 | 1式 | | 1式 |
| 自動火災報知設備 | 受信機P-1-15L | 1台 | | |
| | 受信機P型5窓 | | 1台 | |
| | 受信機P型1級 | | | 1台 |
| | スポット型感知器 | 17ヶ | 7ヶ | |
| | 差動式スポット型感知器2種 | | | 30ヶ |
| | 定温式感知器 | 86ヶ | 4ヶ | |
| | 定温式スポット型感知器特種 | | | 24ヶ |
| | 定温式スポット型感知器1種 | | | 4ヶ |
| | 定温式スポット型感知器2種 | | | 6ヶ |
| | 煙感知器 | 6ヶ | | |
| | 発信機 | 6台 | 1台 | 6台 |
| | 表示灯 | 1式 | 1式 | 1式 |
| | 電鈴 | 6ヶ | 3ヶ | 6ヶ |
| | 電源装置 | 1台 | 1台 | 1台 |
| 配線等 | 1式 | 1式 | 1式 | |
| 加熱、加煙試験 | 1式 | | 1式 | |
| ガス漏れ警報設備 | 受信機 5窓 | 1台 | 1台 | |
| | 検知器 | 3ヶ | 2ヶ | 1ヶ |
| | 検知区域警報装置 | 3台 | 2台 | 1台 |
| | ガス漏れ表示灯 | | | 1式 |
| | 電源装置 | 1台 | | |
| | 予備電源 | | 1式 | |
| | 常用電源 | | 2式 | |
| 加ガス試験 | 1式 | | | |
| 誘導灯設備 | 避難口 大型 | 7台 | | 7台 |
| | 避難口 中型 | 7台 | | 7台 |
| | 通路 中型 | 2台 | | 4台 |
| | 通路 小型 | 2台 | | |
| 消防隊採水口 | 65A | 1式 | | |

西ヶ谷総合運動場 合併処理施設維持管理業務

1 小型合併浄化槽清掃

沈殿分離室、接触曝気等各室のくみ取りは全量とし、清掃を行ったあと必ず槽内に一杯になるように清水を張っておくこと。

2 合併処理施設維持管理

(1) 現場水質測定 (水温, 色相, 臭気, 透明度, PH, SV, 亜硫酸反応, 残留塩素)

総合運動場 (4回/月)、屋内プール (5回/月)、野球場 (4回/月)、ゴルフ場 (1回/2箇月)

(2) 水質検査 (BOD) 年1回

(3) 機器の点検 (ベルトの交換・オイルの交換・エアフィルター清掃及び交換)

(4) 消毒剤の補充

3 機器内容

【I 総合運動場合併処理施設】

(1) 概要

ア 型式: 接触曝気式 (建設省告示第 1292 号)

イ 処理対象人員: 434 人槽

ウ 計画汚水量: 70 m³/日

エ 放流水水質: BOD 20 mg/l

オ 曝気ブロワー: 3.7KW 2台

カ 攪拌ブロワー: 0.4KW

キ 計量ポンプ: 0.25KW 2台

ク 微細目スクリーン: 0.1KW

ケ 放流ポンプ: 0.25KW 2台

コ 汚泥ポンプ: 0.75KW

サ 原水ポンプ: 1.5KW 2台

(2) 管理項目

ア 流入水: 水温、PH

イ 曝気槽: 溶存酸素量、酸化濾材

ウ 運転電流値: 曝気ブロワー、攪拌ブロワー

計量ポンプ、微細目スクリーン、放流ポンプ

汚泥ポンプ、原水ポンプ

エ 放流水: PH、透視度、残留塩素

オ 消毒薬使用量

カ 余剰汚泥搬出量

(3) 第 11 条法定検査 期間中に 1 回

【II 屋内プール】

(1) 概要

ア 型式: 接触曝気式 (建設省告示第 1292 号)

イ 処理対象人員: 383 人槽

ウ 計画汚水量: 70 m³/日

エ 放流水水質: BOD 20ppm SS 50ppm

オ 曝気ブロワー: 3.7KW 2台

カ 調整用ブロワー: 0.75KW 1台

- キ 調整槽ポンプ：0.4KW 2台
- ク 微細目スクリーン：0.1KW 2台
- ケ 放流ポンプ：0.4KW 2台
- コ 汚泥ポンプ
- サ 原水ポンプ：1.5KW 2台
- シ 消泡ポンプ：0.4KW 1台

(2) 管理項目

- ア 流入水：水温、PH
- イ 曝気槽：溶存酸素量、酸化濾材
- ウ 運転電流値：曝気ブロー、調整槽ポンプ
放流ポンプ、原水ポンプ、微細目スクリーン
- エ 放流水：PH、透視度、残留塩素
- オ 消毒薬使用量
- カ 余剰汚泥搬出量

(3) 第11条法定検査 期間中に1回

【Ⅲ 野球場合併処理施設】

(1) 概要

- ア 型式：接触曝気式（建設省告示第1292号）
- イ 処理対象人員：270人槽
- ウ 計画汚水量：41 m³/日
- エ 放流水水質：BOD 20ppm SS 50ppm
- オ 曝気ブロー：3.7KW 2台
- カ 調整用ブロー：0.75KW 1台
- キ 移行ポンプ：0.25KW 2台
- ク 微細目スクリーン：0.025KW 1台

(2) 管理項目

- ア 流入水：水温、PH
- イ 曝気槽：溶存酸素量、酸化濾材
- ウ 運転電流値：曝気ブロー、調整用ブロー
移行ポンプ、微細目スクリーン
- エ 放流水：PH、透視度、残留塩素
- オ 消毒薬使用量
- カ 余剰汚泥搬出量

(3) 第11条法定検査 期間中に1回

【Ⅳ 総合運動場ゴルフ場（小型合併浄化槽）】

(1) 概要

- ア 型式：ニッコー BN-14
- イ 処理方法：分離接触曝気式
- ウ 認定番号：89-1D-016
- エ 処理対象人員：14人
- オ 放流水水質：BOD 20ppm 以下
- カ 有効容量：沈殿分離槽第1室 3.857 m³
沈殿分離槽第2室 2.290 m³
接触曝気槽 2.694 m³

| | |
|-----|----------------------|
| 沈殿槽 | 1.160 m ³ |
| 消毒槽 | 0.078 m ³ |

(2) 管理項目

- ア 流入水：水温、PH
- イ 沈殿分離槽：スカム状態、汚泥引き抜き（必要に応じ）
- ウ 接触曝気槽：DO、濾材状態
- エ 放流水：PH、透視度、残留塩素、臭気
- オ 消毒薬使用量
- カ ブローワー：運転状態

(3) 第11条法定検査 期間中に1回

1 施工方法内容

(1) 刈込み（芝の分けつを促進して、芝密度を高め芝の節間を短くする。）

ア 刈込みの回数は14回／年とする。

イ 芝は、4月から10月まで成長するのでこの期間に1カ月に1回は刈込みをする。

ウ 特に、6月から8月は生育が旺盛なので刈込み回数を増やす。

エ 刈り取った芝は、除去し集積処理をする。

オ 芝が雨などで濡れているときは、刈込みは極力やめる。

カ 草刈機械の刃が切れなくなると、切り口が乱雑になり見栄えも悪くなり病気にもなりやすいので、刈り刃を研磨して良好な状態で刈り取りをする。

(2) 目土散布（芝面の凹凸を無くして、新芽が成長しやすい環境を作る。）

ア 目土を散布して、レーキなどで芝の根元にすり込むようにする。

イ 目土散布は、必ず芝を刈り込んだ後で作業をする。

(3) 施肥（葉の成長や根の張りをよくし、芝の密度を高める。）

ア 芝の状態を見て、少量ずつ適期に平均に散布し肥料やけに注意をして施肥する。

イ 高度化成肥料は1㎡あたり約30グラム、普通化成肥料と有機肥料は1㎡あたり約50グラムを目安として施肥する。

ウ 肥料散布の準備作業は、芝生の外で行う。

(4) 除草（雑草の繁殖は、芝生を退化させる。）

ア クローバー、タンポポ、オオバコなど雑草を発見した場合は、フォークなどで抜き取る。

イ 除草剤を散布する場合は、薬品の説明に従い用法容量等に注意して適切に使用する。

ウ 除草剤を使用した場合は、当体協担当者に知らせて安全に配慮する。

(5) 水やり（生育期には、多くの水を必要とする。）

ア 水やりを頻繁に行なうと、地表近くで水を吸収することとなり根浅になり干ばつなどに耐えられなくなり枯れてしまうので、水のやりすぎに注意をする。

イ 降水がなく、高温が続くときには、土も高温になっているので水をやるとお湯になってしまうので極力控えることとし、日の出前か日没後の土が冷えたときに行なう。

(6) 芝生が枯れた場合

完全に芝が枯れた場合は、張り芝や移植などをして補修をする。

(7) ディポット補修

(2)の目土散布とは別に、陸上競技場フィールド利用後に砂を入れ不陸及びディポットを補修し、芝の育成を推進させる。

2 委託場所

| | | | |
|------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 陸上競技場 | 10,816 m ² | フィールド [〃] | 6,666 m ² |
| | | スタント [〃] | 4,150 m ² |
| ターゲット・バード [〃] ・ゴルフ場 | 5,177 m ² | フェアウェイ | 1,615 m ² |
| | | ティーグラウンド [〃] | 162 m ² |
| | | ラフ | 2,760 m ² |
| | | 芝生広場 | 640 m ² |
| グラウンド [〃] ゴルフ場 | 3,789 m ² | 芝生広場 | 3,378 m ² |
| | | 植栽帯 | 411 m ² |
| 野球場 | 930 m ² | 外野スタンド | 930 m ² |
| 計 | 20,712 m ² | | |

3 維持管理工

| 工 種 | 施行場所 | m ² |
|---------------------|-----------------------------------|-----------------|
| 芝生用除草剤散布 (春用) | 西ヶ谷総合運動場 | 20,712 |
| 芝生用除草剤散布 (夏用) | 西ヶ谷総合運動場 | 20,712 |
| 機械芝刈 | | 10,455 |
| | 陸上競技場(フィールド [〃]) | 6,666 |
| | グラウンド [〃] ゴルフ場 | 3,789 |
| 機械芝刈 | | 10,257 |
| | 陸上競技場(スタント [〃]) | 4,150 |
| | ターゲット・バード [〃] ・ゴルフ場 | 5,177 |
| | 野球場 | 930 |
| 施肥 | | 20,712 |
| | 陸上競技場(フィールド [〃]) その他 | 6,666 14,046 |
| 病虫害防除 (殺菌、殺虫、液肥) | 西ヶ谷総合運動場 | 20,712 |
| 抜根除草 | | 14,046 |
| | 陸上競技場(スタント [〃]) | 4,150 |
| | グラウンド [〃] ゴルフ場 | 3,789 |
| | ターゲットバード [〃] ゴルフ場 | 5,177 |
| | 野球場 | 930 |
| 抜根除草 | 陸上競技場 (フィールド [〃]) | 6,666 |
| エアレーション | 陸上競技場 (フィールド [〃]) | 6,666 |
| 目土 | 陸上競技場 (フィールド [〃]) | 6,666 |

西ヶ谷総合運動場 植栽帯等維持管理業務

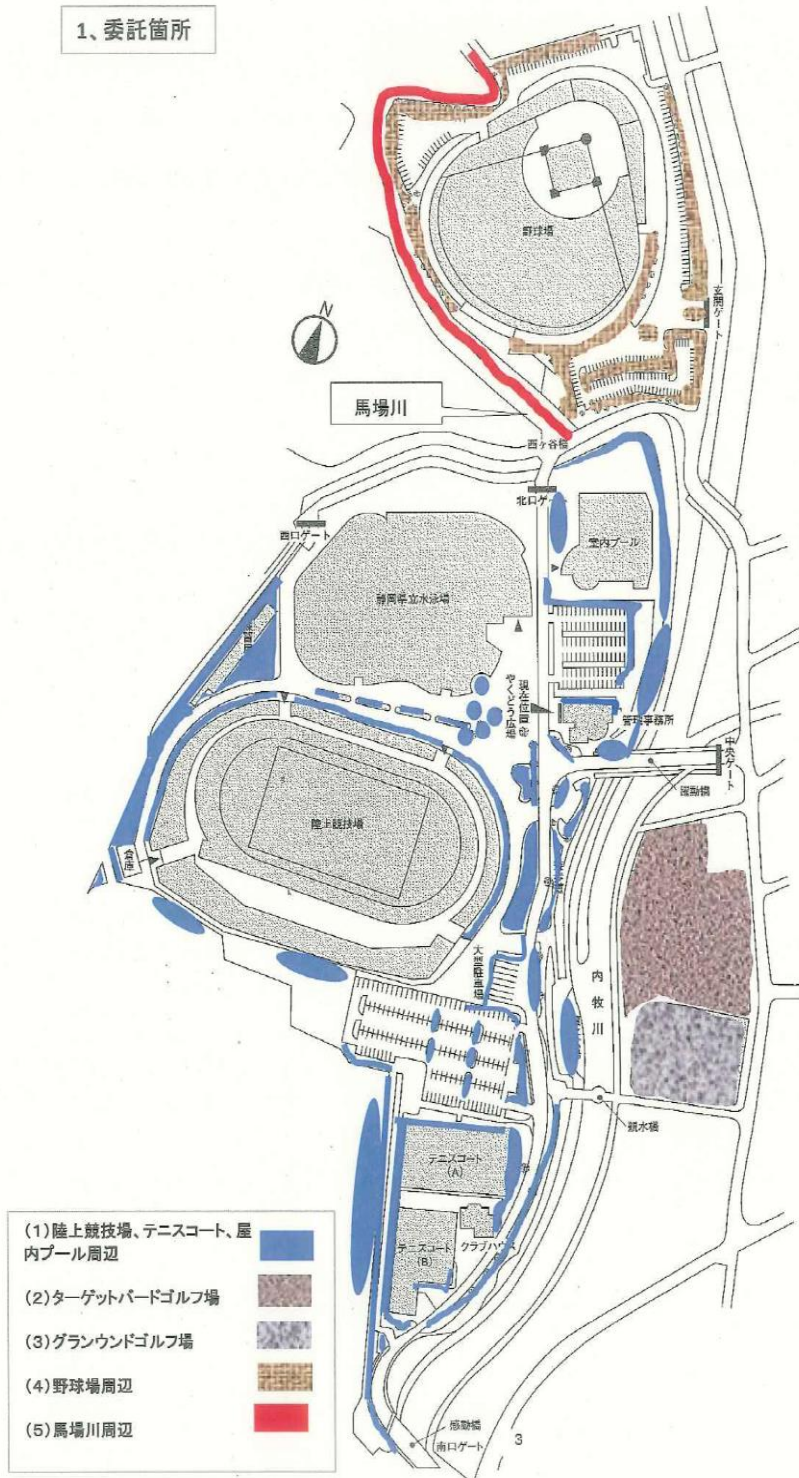
1 委託箇所 別紙のとおり

| | |
|----------------------------|-----------------------|
| 2 植栽帯抜根除草（1回/月） | 18,270 m ² |
| （1）陸上競技場、テニスコート 屋内プール周辺 | 9,010 m ² |
| （2）ターゲットバードゴルフ場 ラフ | 5,310 m ² |
| （3）グラウンドゴルフ場 植栽帯 | 410 m ² |
| （4）野球場周辺 | 2,580 m ² |
| （5）馬場川周辺 | 960 m ² |

3 植栽帯防除（1回/月）

| 幹 周 | 本数 | | 薬 剤 | |
|--------|-----|---|------|---|
| 15～20 | 286 | 本 | 3.0 | L |
| 20～40 | 520 | 本 | 5.0 | L |
| 40～60 | 176 | 本 | 8.0 | L |
| 60～80 | 64 | 本 | 12.0 | L |
| 80～100 | 6 | 本 | 17.0 | L |

1、委託箇所



- (1) 陸上競技場、テニスコート、室内プール周辺
- (2) ターゲットパドゴルフ場
- (3) グラウンドゴルフ場
- (4) 野球場周辺
- (5) 馬場川周辺

西ヶ谷総合運動場 プール監視等業務

1 業務内容（詳細は、別紙要領に示すところによる。）

- (1) プール監視業務
- (2) プール受付業務
- (3) その他

2 業務時間及び休務日

- (1) 翌日が休館日となる日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前9時から午後6時までとする。
- (2) 休館日を除く上記（1）以外の日は、午前9時から午後9時までとする。
- (3) 休館日（毎週月曜日（当日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日）は、休務日とする。
- (4) その他必要に応じて休務日を指定する。

3 人員配置

- (1) プール監視業務 8名
監視員配置箇所は別紙のとおり
- (2) プール受付業務 1名

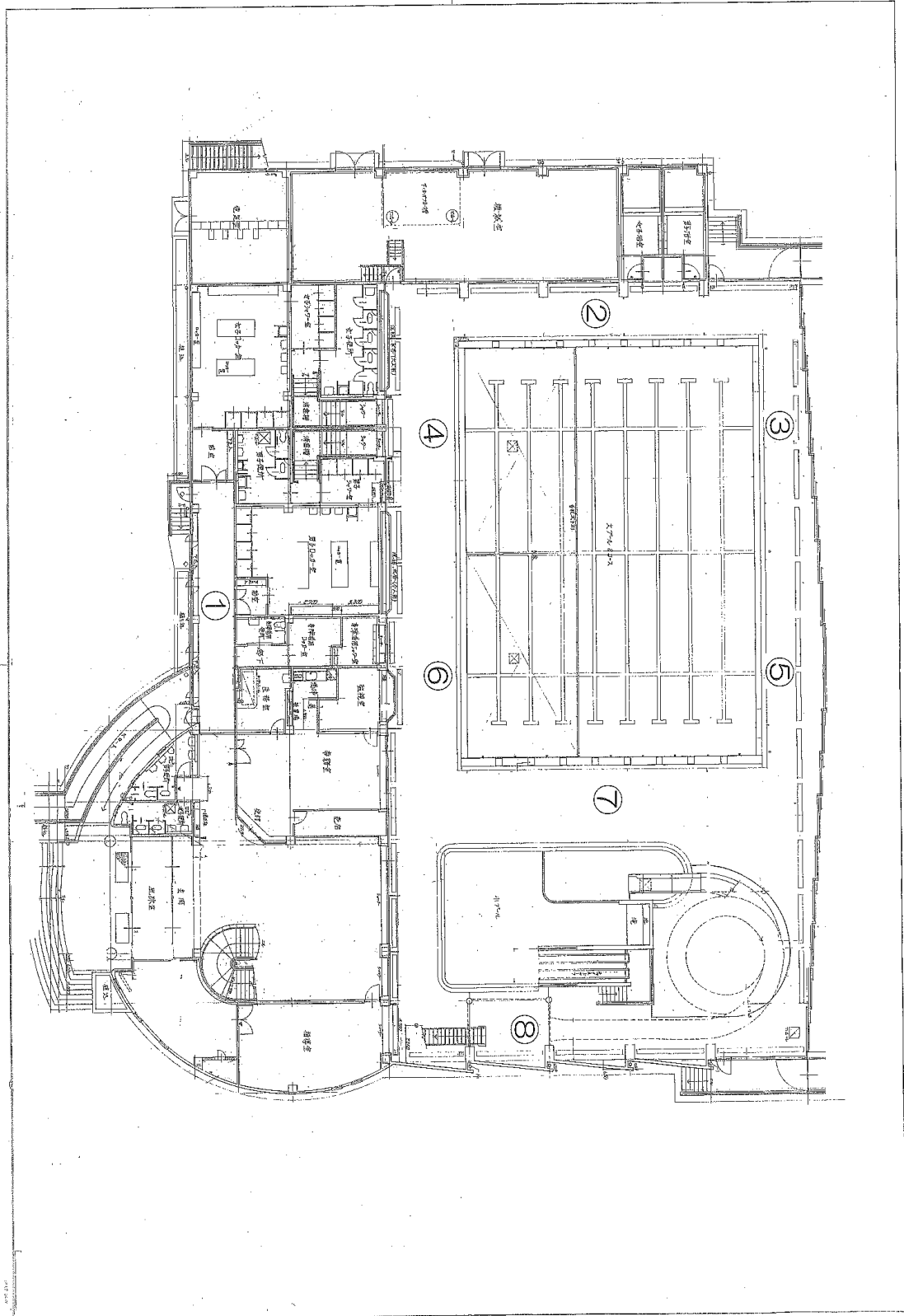
4 監視員資格

- (1) 監視員は、男女を問わず18歳以上で委託業務の実施に当たり、支障のないよう適格な従事者を配置すること。
- (2) 水泳の救助に関する資格を有する者を1名以上配置すること。

5 その他

- (1) 主任者・副主任者いずれかは常時受付業務に従事していること。
- (2) 受託者は、従事者の名簿を関係書類に添えて提出すること。
- (3) 業務の配備要員等に変更があった場合、報告すること。
- (4) 受託者は、業務マニュアルを作成し、従事者に周知するとともに委託者にも提出すること。また、修正等が生じた場合にも同様とすること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上で決定すること。

別紙 監視員配置場所



1 監視台による監視員の監視業務

- (1) 監視台は、大プールに3台とする。
- (2) 監視台での監視は、監視範囲の水面、水底及びプールサイドを注意し事故防止に努める。
特に混雑時には他の監視員に巡回を要請し利用者の安全を確保する。
- (3) ウォータースライダーの利用者には特に事故が起きないように注意し、巡回の強化に努める。
- (4) 溺者発見の場合は、笛を吹き他の監視員に知らせるとともに溺者の位置を指示する。ただし、自分が一番近い位置にいたときは直ちに救助する。

2 巡回による監視員の監視業務

プールサイドを巡回し、水面、水底の確認及びプールサイド等の監視にあたる。
その際、場内設備や衛生面の欠陥も調べるほか、風紀取締りも併せて行う。

3 監視員の共通事項

- (1) 水槽内またはプールサイドの子供の悪ふざけについて注意する。
- (2) 入場者数を判断し、プール内の混乱を避けるように努める。
- (3) 一般利用に迷惑のかかる個人指導、または一般利用者としてグループ若しくは団体で泳ぎに来て、他の一般利用者に迷惑をかける場合は個人指導の主旨を説明してやめさせる。
- (4) 事故につながる装身具及び水泳用具の使用は、事情を説明し保管場所に保管するよう指示する。
- (5) 初心者の遊泳には安全を考え、監視に万全を期するとともに泳ぐ場所を指示する。
- (6) 溺者及び事故者を発見した場合は、直ちに救助し応急手当をする。または、気分の悪くなった者についても同様の手当をするとともに事務所に連絡する。
- (7) プール内での利用者トラブルは、直ちに事務所に引き継ぐ。

4 事故発生時の処理

- (1) 溺者を発見したら笛で合図し、他の監視員と協力し救助するとともに救助しやすいように放送で指示する。また、二次事故防止には利用者全員を一時プールサイドに上げる。
- (2) 事故者の症状が重い場合は、事務所に連絡し救急車を要請する。
- (3) 監視員は毛布で事故者を保温し、人工呼吸等適切な処置を行い救助隊がくるまで続ける。
- (4) 救助をした監視員は、事故発生時の状況を報告書に記録する。
- (5) 事故発生時の対処方法についてマニュアルを作成し、このマニュアルに準じた訓練を定期的に行うものとする。

5 監視員の注意事項

監視員の態度は、利用者の批判を受けないように注意する。

6 監視員の心得と留意事項

- (1) 監視員の業務は水泳の安全監視であり、人命を預かるものであるために事故防止に万全を期するとともに、健康な状態で勤務できるよう心掛け、常に自分自身の健康管理と、人命救助に関する知識を高めるよう努力しなければならない。

- (2) 監視員はプール利用者と接する機会が多いので、その対応に十分気を配らなければならない。また、プール利用注意事項の違反者に注意を与える場合にも、周囲の影響を考え言葉使いは、特に慎重に感情に左右されることなく親切に注意する。また、監視員は非常に目立つ存在であるので、日頃の立ち振る舞いにも注意しなければならない。

7 業務内容の詳細

(1) 朝の業務

- ア プール内、プールサイドの清掃
- イ プールロボットの回収とフィルター（カートリッジ）の清掃
- ウ プールクリーナーによるプール底の汚物の除去
- エ コースロープの確認
- オ プール内の各排水溝のネジ等の確認

(2) 昼及び入れ替え時間の業務

- ア プールサイド、水底及び便所を点検し、プール利用者の退場を確認する。
- イ ロッカーや更衣室内を点検し、忘れ物等の確認・回収を行う。
- ウ 入水人員、留意事項等の日報への記入
- エ 入場券の枚数の確認と整理

(3) 夜の業務

- ア プールサイド、水底及び便所を点検し、プール利用者の退場を確認する。
- イ ロッカーや更衣室内を点検し、忘れ物等の確認・回収を行う。
- ウ プールロボットの投入をする。
- エ プール館内の安全点検と施錠をする。（シェルター、ロッカー室、プール出入口、観覧席等）
- オ 日報の提出及び札の整理と返還
- カ 業務終了後、鍵は事務所に返還する。

(4) 遊泳時間の業務

- ア 監視台にて危険防止のための監視
- イ 定期的にプールサイドに降りて監視する。
- ウ 不適格者への注意、危険行為を注意する。
- エ 放送により休憩時間の指示をする。（1時間泳いだ後、5分間の休憩をとる。）
- オ 使用コースを立て札にて指示をする。
- カ コースロープを張るときは、たるみのないようにする。
- キ コースロープをはずすときは、ロープ巻取り機を使用し所定の場所に置く。
- ク 監視、受付の交代は間ができないように配慮する。
- ケ プール内の点灯は必要に応じ適時判断して行う。
- コ シェルターの開閉は、職員立合の元必要に応じ判断して行う

(5) 休憩時間帯の業務（1時間泳いだ後の5分間の休憩）

- ア プールサイドを一周して水面・水底を点検し、必ずプール内に入り、確認作業を行う。
- イ ロッカー室、便所の巡回を行い、盗難防止に努めるとともに、不審者・不審物等が発見された場合は直ちに事務所に引き継ぐ。

8 受付業務

- (1) 入場券の受け取りとビート板の貸出をする。

- (2) 小学校2年生以下の遊泳者は、保護者が一緒に入水しなければならないため、保護者の確認をする。
- (3) 日報の記入をする。
- (4) 終了間際の入場者の整理をする。
- (5) 落し物は職員に引き継ぐこと。
- (6) 券売機のトラブルがあった場合、管理事務所に連絡し、券売機・両替機の故障時のみ料金の徴収・両替を行う。

9 その他の業務

- (1) 施設の破損及びコインロッカーの故障は、事務所に報告し指示を受ける。
- (2) 服装はサンダル履き、プール専用監視服を着用とともに笛を携帯する。
- (3) プール利用者の案内及び利用者のチェックを行う。
- (4) 委託者からの消防訓練等の講習会が行われる場合は全員参加すること。

西ヶ谷総合運動場 プール機械運転等管理業務

1 委託業務対象 西ヶ谷総合運動場屋内プールの設備

2 従事者 機械関係に熟知し、2級以上のボイラー免許の有資格者とする

3 勤務時間

従事者の勤務時間については下記のとおりとする。

- (1) 通常日(次の(2)(3)に定める日を除く日)は、午前8時30分から午後8時30分まで。
(12月から3月は、午前8時から午後8時30分まで。)
- (2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)は、午前8時30分から午後5時30分まで。
- (3) 休館日(毎週月曜日(当日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日)は、午前8時30分から午後5時まで。

4 休務日

12月29日から翌年1月3日まで

5 業務内容

- (1) 機械運転管理
- (2) ボイラー運転管理
- (3) 各機器の保守管理及び小破修繕
- (4) プールの管理
水温及び室温については、委託者から指示された基準を守り維持すること
- (5) プール水のろ過洗浄
ア ろ過装置の逆洗浄は毎日1回行うこと
イ プール水の溢れ水は、水質汚濁状況により適時行うこと
- (6) プール水の滅菌
次亜塩素酸ソーダの滅菌により残留塩素が、0.4~1.0ppmの数値に維持管理すること
- (7) 飲料水の水質検査
毎日1回検査すること。
- (8) その他
ア 毎日業務終了後、事務所に運転日誌を提出すること
イ 業務終了後、機械室の鍵は事務所に返還すること

6 特記事項

その他仕様書に定められた以外のことについては、その都度委託者と協議し、その指示に従うこと。

西ヶ谷総合運動場 プール可動床保守点検業務

点検は、プール槽内が有水の状態及び無水の状態の2度行う。

| 点検内容 | |
|------------------|--|
| 項目 | 点検部分・点検事項 |
| 可動床本体 | (1)作動確認 作動スタート時から水深標示点灯までの所要時間確認 上昇時／下降時 |
| | (2)外観確認 可動床周囲のゴムパッキン確認 |
| 水深表示盤 | 表示灯確認 水深 0.8M／水深 1.4M |
| 制御盤 | 表示灯確認 |
| | 作動確認 |
| 空気溜め | 空気漏れ |
| | 外観確認 |
| | ドレン確認 |
| | 減圧弁設定 |
| 空気圧・設定圧 | 圧力スイッチ設定 |
| コンプレッサー | クランクオイル確認 |
| | ドレン確認 |
| | 空気漏れ点検 |
| | 作動確認 |
| | ミストセパレーター点検 |
| | エアーフィルター |
| 空気圧補助機器 | 減圧弁 |
| | 電磁弁 |
| | 調速弁 |
| アクアチューター、耐圧ゴムホース | 空気漏れ点検 |
| ピット内 SUSIB 配管 | 外観確認 |

西ヶ谷総合運動場 プールオゾン発生装置保守点検業務

1 対象設備

オゾナイザー：MP35T-NPVB-S 型

PSA 式オゾン発生装置

2 保守点検委託内容

対象設備の点検を年1回以上行うこと。

| | | | |
|-------|----------|----------------------|-------------|
| (1) | オゾナイザー本体 | ・缶体パッキンA | 1年毎交換 |
| | | ・高圧放電管 | 点検清掃確認（年1回） |
| | | ・高圧放電管スペーサー | 1年毎交換 |
| | | ・高圧放電管受けパッキン | 1年毎交換 |
| | | ・冷却ファン | 2年毎交換 |
| | | ・ミニチュアリレー | 2年毎交換 |
| | | ・オゾン反応槽ユニット三方電磁弁 | 2年毎交換 |
| | | ・圧力スイッチ | 5年毎交換 |
| | | ・減圧調整弁 | 5年毎交換 |
| | | ・安全弁 | 5年毎交換 |
| | | ・電磁接触器 | 5年毎交換 |
| | | ・フローインジケータガラス | 1年毎交換 |
| | | (2) | 排オゾン分解塔 |
| ・セカード | 1年毎交換 | | |
| (3) | ブースターポン | ・大プール用メカニカルシール及びOリング | 1年毎交換 |
| | | ・小プール用メカニカルシール及びOリング | 1年毎交換 |
| (4) | PSA酸素濃縮器 | ・吸込みフィルターエレメント | 1年毎交換 |
| | | ・電磁弁 SV1・SV2ユニット | 3年毎交換 |
| | | ・電磁弁 SV3 | 3年毎交換 |
| | | ・吸着塔 吸着剤 | 1年毎交換 |
| (5) | 残留塩素濃度計 | | 点検清掃確認（年1回） |
| (6) | 配管継手・弁類 | | 点検確認（年1回） |
| (7) | 電装品 | | 点検清掃確認（年1回） |

西ヶ谷総合運動場 プール自動清掃ロボット保守点検業務

1 保守点検対象

ドルフィン・プール清掃ロボット Dolphin ACE 50m用
119947B X68 (機械番号)

2 業務内容

- (1) 機器の安全に配慮し、日常の使用に差し支えないよう、良好な状態を保つため定期点検を年1回行うこと。また、異常が発生した場合の修理、調整を実施すること。
- (2) 点検等には、機器を受託者に送付し、受託者は、修理、調整等を行い返送すること。この場合、これに係る送料は、発送者がそれぞれ負担すること。
- (3) 点検、修理等に相当の期間を有する場合、委託者の求めに応じ、受託者は代替機を無償で貸与すること。
- (4) 保守点検契約期間中の、通常の消耗品の交換、修理費用は無償とする。
ただし、誤操作による故障等、受託者に責務のないものの修理についてはこの限りでない。

5 報告

点検が完了した場合は、「保守点検結果報告書」を提出すること。

6 その他

この仕様書に定めのない事項は双方協議の上決定すること。